

【茨城県常総市】

保健センターの有効活用事業の実施に向けたサウンディング型市場調査実施要領

1. 調査の目的

常総市保健センターは、市民の健康の保持及び増進に関する事業を行う場所として整備され、市民生活の質の向上に貢献してきましたが、老朽化への対応や、更新費用の必要な時期が集中することに対する健全財政の維持などが課題となっています。市では、これらの課題を解決するため、保健センターの空き部屋を有効活用した有料での事業の実施を検討しています。

本調査は、実際の活用や事業参画を想定する事業者の皆様との対話を通じ、事業手法及び活用方針の検討並びに公募資料に反映すべき事項の整理を行うために実施するものです。

なお、本調査で表明された意見は、本件の事業化にあたっての参考としますが、本調査への参加の有無や調査における意見の内容は、のちに予定されている実施事業者の選定プロセスには一切の影響を及ぼすものではありません。

2. 保健センターの概要及び有効活用に向けた基本的方向性

(1) 保健センターの概要

名 称	常総市保健センター	所有, 竣工年度	常総市, 昭和 55 年度
所 在 地	常総市水海道森下町 4434—2	構造, 延床面積	3 階建 RC 造, 1381.06 m <sup>2</sup>

①保健センターの特徴

- ・ 関東鉄道常総線北水海道駅から徒歩で約 5 分。
- ・ 半径 600m以内に、病院、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、駅、飲食店、公園などがあります。
- ・ 駐車場は隣接しており、無料で 81 台駐車可能です。
- ・ 乳幼児・成人の健康診査、健康教室、相談などの事業を実施しています。また、児童デイ、地域産業保健センターを併設しており、年間約 1 万 2 千人の方が利用されています。

【地図】



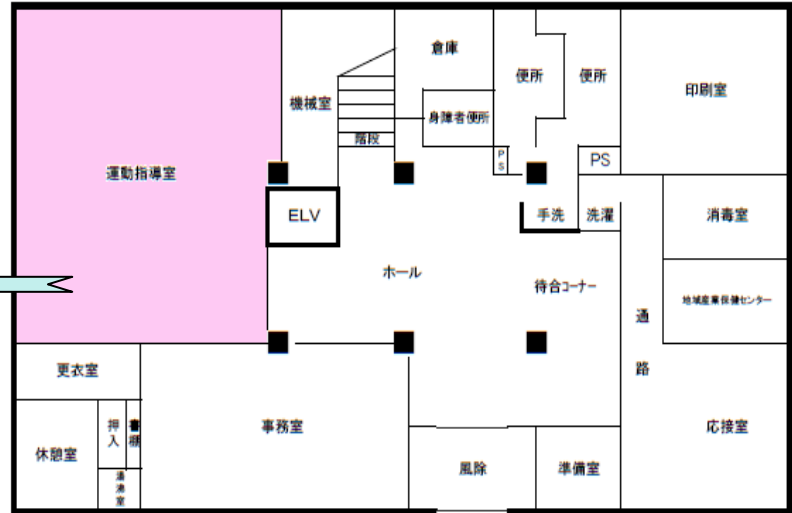
【保健センター】



## ②事業対象の部屋について

- 保健センターの1階に位置しており、面積は120㎡、エアコン設置有り、防音施工無しです。
- 開設当初は、運動指導室として使用していましたが、現在は、成人の健診や会議などで年間20日程度使用しています。

1階平面図



## (2) 有効活用の基本的方向性

保健センターの空き部屋における、収益性のある活用方法について可能性をお聞きます。活用の方法に特に条件は定めませんので、幅広いご意見やアイデアをお聞かせください。

## 3. 市場調査の流れ

### (1) 参加申し込み

参加の申し込みは、平成30年10月17日(水)午後5時までに別紙「保健センターの活用に関するサウンディング型市場調査 エントリーシート」を電子メール添付にて提出してください。メールの件名は「【参加者名】保健センターの活用サウンディング型市場調査参加」としてください。

### (2) 対話・ヒアリング日の決定

- ①対話・ヒアリングの日時等は参加者にメール等で別途ご連絡いたします。
- ②実施時間は、9時から17時までの間で、1時間～2時間程度で設定します。
- ③申込多数の場合は、ご希望以外の日時時間帯で調整させていただく場合があります。
- ④本調査の後日、追加調査をお願いする場合があります。

### (3) 本調査実施方法等

- ①対話は事業者のアイデア・ノウハウを守るために個別に実施します。
- ②対話・提案のために必要な資料・機器が有る場合は、当日ご持参してください。

### (4) 調査結果概要の公表

調査結果の概要は事業者への了解をとって市ホームページに掲載します。

事業者名と非公表とすべき事業者のノウハウに係る部分は、原則として公表しません。

#### 4. スケジュール

内容	日時
・実施要領および検討資料の公表	平成30年9月6日
・調査参加申し込みエントリーシートの提出	平成30年10月17日
・対話・ヒアリング日程	平成30年10月24日～31日
・ヒアリング結果概要公表	平成30年11月（予定）

#### 5. 調査参加協力に関する留意事項

##### ①参加の取り扱い

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募採点評価に影響を与えるものではありません。

##### ②費用負担

本調査協力に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

##### ③提出書類の取り扱い

提出書類の著作権はそれぞれの参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表および事業実施に向けた検討以外の目的で提出資料を使用することは有りません。

##### ④本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

##### ⑤特許権など

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加者が負うものとします。

#### 6. 担当課（参加申し込み、その他の問い合わせ）

常総市 保健福祉部 保健推進課（担当：塚本・柴田）

所在地：〒303-8501

茨城県常総市水海道森下町4434-2 常総市保健センター内

TEL：0297-23-3111（保健推進課直通）

FAX：0297-23-3119

Mail：hosenkanri@city.joso.lg.jp